

配分金と税金について

シルバー人材センターから就業された会員さんに支払われる『配分金』は、所得税法上『雑所得』として取り扱われ、特例により控除額が上限「**55万円**」となっています。※令和元年までは65万円
 また、令和2年分の所得税から基礎控除額が「48万円」（個人の合計所得金額が2400万円以下の場合）と10万円引き上げられました。※令和元年までは38万円
 計算方法は、以下の事例のとおりになりますので、ご参照願います。

事例1 会員の収入が配分金の場合

$$\text{配分金} - \text{配分金の特例控除 (55万円)} - \text{基礎控除 (48万円)} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

上記の計算の通り、会員の所得が配分金の場合のみは103万円までは所得税は課税されません。

事例2 会員の収入が配分金と公的年金の場合

$$\text{配分金} - \text{配分金の特例控除 (55万円)} + \text{公的年金等} - \text{公的年金控除額} - \text{基礎控除 (48万円)} \times \text{適用税率} = \text{所得税額}$$

事例1・事例2とも算出中で配分金額が55万円未満のとき、その特例控除額は配分金額となります。

※ 会員の収入が配分金と公的年金の他に、給与所得や生命保険契約に基づく年金収入などがある場合には、税務署にお問い合わせください。

公的年金控除額

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合

65歳未満の人

公的年金等の収入金額	公的年金控除額
130万円以下	60万円
130万円超 410万円以下	年金収入×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	年金収入×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円

65歳以上の人

公的年金等の収入金額	公的年金控除額
330万円以下	110万円
330万円超 410万円以下	年金収入×25%+27.5万円
410万円超 770万円以下	年金収入×15%+68.5万円
770万円超 1,000万円以下	年金収入×5%+145.5万円
1,000万円超	195.5万円